

スポーツイベントにおける落雷事故対策

The Lightning Accident Measures at Sporting Events

桑野 裕文

Hirofumi Kuwano

【要 約】

スポーツ振興法では、国と地方公共団体に対して「スポーツ外傷を防止する」努力義務を定めている。そしてその後のスポーツ基本法において、「スポーツ障害を防止する」が加えられた。さらに国と地方公共団体とスポーツ団体に対しては「安全を確保する」努力義務があると明記された。一方、国・地方公共団体・スポーツ団体は、最近の予測の困難な異常気象に起因するスポーツ事故に対応すべく「自然災害への対応策」を示している。これらの対応策がスポーツイベント運営にどのように生かされているかを調べてみると、暑熱環境下の熱中症対応策と、雷発生時の対応策について数多くの事例が判明した。ただ、熱中症と落雷事故には異なる点がある。熱中症は「発生を防ぐことのできる事故であり、その発生は『人災』」といえるが、落雷事故は「防げるが落雷そのものは防ぎようがない『自然現象』」という点である。発生を防ぐことができる「熱中症」は、選手・指導者・主催者の三者一体となった対策が講じられている。しかし、「落雷」に関しては予測困難な自然現象のため、いまだ過去の事故事例対策の情報の共有化の段階である。

キーワード：スポーツイベント、安全基準ガイドライン、落雷、リスク、安全対策

<はじめに>

2011年(平成23年)6月に施行されたスポーツ基本法において、国や地方公共団体に加えてスポーツ団体に対しても「安全を確保する」努力義務があると定められた。「安全を確保」とはすなわち「事故防止」であり、スポーツ現場の最大の命題といえる。従来、スポーツ事故原因(以下、「事故原因」という)は、①スポーツの内包する危険性、②スポーツをする者の不注意、③指導者の不注意、④施設・設備の不備があげられていた。また最近では、竜巻・ゲリラ雨など異常気象に起因する予測困難な事故が頻繁に起き、その「自然災害への対応策」は早急な課題であり、⑤予測困難な自然現象も事故原因といえる。特に屋外でのスポーツイベントは、屋内と異なり自然現象に左右されやすい。会場個々の立地条件があり、それぞ

れに応じた対応が必要となる。ただ単に「お天気頼み」ではすまされない。

私たちは、「自らの安全は自ら守る」意識を持つことが必要であることは言うまでもない。一方、スポーツイベント主催団体(以下、「主催団体」という)やスポーツ統括団体(以下、「スポーツ団体」という)には「安全を確保する義務」がある。事故原因が予測できなかった自然災害であったとしても、事故は事故であり、その事故は選手個々の問題にととまらず、スポーツ団体、協会、主催団体そのものに対する評価や存続にかかわる大きな問題を引き起こしている。そこで主催団体及びスポーツ団体は、「自然災害への対応」としてどのような「安全基準ガイドライン」を作成しているか、そしてその「安全基準ガイドライン」がイベント運営(発生時の対応、補償)においてどのように生かされているかを検証することにし

た。自然災害の原因は、予測可能な台風、予測困難な地震と幅広い。今回は、まず過去に数多くの事例がある「落雷」を取り上げる。

<目次>

- (1) スポーツイベントにおける安全義務
- (2) 「安全基準ガイドライン=落雷編=」
- (3) 過去の事例
- (4) 落雷事故への対応策

(1) スポーツイベントにおける安全義務

①主催団体の「予見義務」と「回避義務」

主催団体には、イベントが安全に実施されるための安全義務が生ずる。その安全義務は大きく2つに分けられる。イベント開催中に発生する可能性のある危険・事故を予測する「予見義務」と、予測される危険・事故を回避する「回避義務」である。

②安全義務に関する法の整備

1961年(昭和36年)6月施行のスポーツ振興法では、国と地方公共団体に対し「スポーツ事故(外傷)を防止する」努力義務を定めるにとどまっていた。¹⁾しかも、この努力義務は国・地方公共団体に限定されており、体育協会や個々のクラブ・チームは含まれていなかった。当時、スポーツにおける「安全」に関する考え方は希薄であり、「安全」はスポーツに起こりうる事故・リスク、「保険」に付随する域を超えることはなかったのではないかと推測される。

一方、2011年(平成23年)施行のスポーツ基本法では、第五条に「心身の健康の保持増進及び安全の確保」とし、これまでのスポーツ事故(外傷)だけではなくスポーツ障害も予防する義務を明記し、さらに国と地方公共団体に加えスポーツ団体にも「安全を確保する義務」があると定められた。²⁾

(2) 安全基準ガイドライン=「落雷」=

1) 「落雷」に対する具体的な対応策を示している団体

①公益財団法人日本サッカー協会

- ・サッカー活動中の落雷事故の防止対策について(2007年6月19日)より抜粋

「サッカー競技規則上では『試合の中止は審判員の判断によること』となっているが、審判員が雷鳴に気づかない、審判員と他関係者との関係で必ずしも中止権限を審判員がもてないケースがある。このような場合は中止を決定するか、または審判員に中止勧告を行う人間をあらかじめ明らかにしておくこと。」

- ・サッカー活動中の落雷事故の防止対策について(指針)

- ・落雷の予兆に関する参考資料
- ・落雷事故対策マニュアル

②公益財団法人日本ラグビーフットボール協会

- ・雷に関する注意 2010年(平成22年)6月
- ・トップリーグ雷対策マニュアル(2008年(平成20年)8月)

③日本高校野球連盟

- ・「落雷事故防止対策について」(2009年(平成21年)4月27日)

④公益財団法人陸上競技連盟

- ・「安全対策ガイドライン」「陸上競技安全対策ガイドブック」2013年(平成25年)7月
- ・天候変化対策、落雷対策 2013年(25年)

2) 「安全規定」や「安全基準作成のためのガイドライン」を定め、その中に落雷対策を示している団体

①社団法人日本ボート協会

- ・「安全基準作成のためのガイドライン」2006年(平成18年)6月より抜粋

「荒天あるいは天候急変が予想されるときに出艇してはならない。WBGT(湿球黒球温度)31℃に達した時はローイングを中断すべき。」

- ・落雷に関する具体的な記載なし。

②全日本アーチェリー連盟

- ・「安全規定」2010年(平成22年)2月20日及び「マナーと危機管理」

- ・「落雷事故防止対策」の記載なし。

③公益財団法人日本体育施設協会

- ・「スポーツ施設の安全安心優良施設規定 2013年(平成25年)7月1施行
認定条件耐震構造施設についての規定はあるが、第3条の認定条件の中には「自然災害・落雷等」の記載はない。
- 3) 政府・地方公共団体関係諸機関（文科省と気象庁の最新版）
- ① 文部科学省スポーツ・青少年局健康学校健康教育課
 - ・「落雷事故防止について」（2012年(平成24年)6月15日
- ② 気象庁
 - ・「積乱雲に伴う激しい現象の住民周知に関するガイドライン～竜巻、雷、急な大雨から住民を守るために～」(2013年(平成25年)4月

(3) 過去の事例

- 1) イベント大会中での落雷事故に関する先例となる裁判
 - ① 高裁が主催者側の過失「安全注意義務を怠った」を認めた「高槻市でのサッカー競技大会中起きた落雷事故」
 - ・1996年(平成8年)8月13日、大阪府高槻市で開催された財団法人高槻市体育協会サッカー協会主催のサッカー大会において、高等学校の課外クラブ活動の一環として参加していたサッカー一部所属の高校1年生が落雷に打たれ、視力障害、両下肢機能前廢、両上肢機能などの重度の後遺症障害を被った事故。高松高裁では「自然現象である落雷は予見できず不可効力、天災」との判決（高松高裁平成16年10月29日判決）であったが、最高裁は高裁判決を破棄し、審理を高松高裁に差し戻した（最高裁平成18年3月13日判決）。その後、高松高裁は、「落雷事故発生の危険が迫っていることを予見することが可能であり、予見すべき注意義務を怠った。また、落雷事故を予防するための注意に関して平成8年までに、本件各記載等の文献上の記載が多く存在していた」とし、高校と協会（財団法人）に連帯して3億円余りの損害賠

償を命じる判決を下し確定した（平成20年9月17日判決）。

- 2) 落雷のためイベントを中止した事例
 - ① サッカーの事例 J 2 の試合
 - ・2005年8月5日の J 2 の試合を順延
 - ・2013年7月28日の J 2 の試合を順延
 - ・2013年8月26日の J 2 の試合を順延
 - ② ラグビーの事例
 - ・2008年9月21日のトップリーグの試合では、試合直前に雷雨となり一旦試合開始時間を遅らせることを決める。その間気象庁に今後の天候を問い合わせる。天候の回復には時間を要するとの回答を得た為、試合の中止を決定する（9月23日に順延）。
 - ③ アメリカンフットボールの事例
 - ・2008年9月21日の関西学生リーグ戦では雷雨のため中止（9月23日に順延）
 - ④ 千葉国体（2010年9月、雷雨の為）
 - ・高校硬式野球（準決勝・決勝）、ソフトボール（準々決勝）やゴルフ等複数種目において天候不良の為予定の競技ができず複数チームの同時優勝となる。
- 3) 練習試合における落雷にもかかわらず試合を続行した事例
 - ・菅平のほとんどの練習試合は試合続行。

(4) 落雷事故への対応策

- ① リスク回避のシュミレーションを立てる。

天気予報や自然災害の発生の予測は、過去のデータや事象の蓄積から可能である。その予測に対する予防策や対応策が事前に用意されていれば、現実には起こりえる事故やトラブルに対的確に対応できる。起こることを防ぎ、リスク回避のシュミレーションを立てる。
- ② 意思決定の迅速化と責任分担の明確化を図る。

試合は、主催、共催、主管、後援、協賛と多くの関係団体が集まって共同運営が行われることが多い。またボランティアの応援に頼る場合が多く、組織力は弱い。その為、意思決定や責任分担が曖昧となってしまふ。そして事故が発生した場合、初動対応の遅れやその後の迅速な対応が取れない

ことがある。共同運営・開催の場合は、意思決定の迅速化と、対応（責任分担）の明確化を図る。

③避難訓練を実施し、落雷事故に備える。

大会運営の意思決定者は、当日限りの場合が多く、避難経路についてほとんど理解していない。事前に避難経路を確認することは、意思決定スタッフの責務であり、また多くの観客の安全確保のためにも避難訓練の実施は必要不可欠といえる。

④施設の安全管理を徹底させる。

競技場管理者は、非常施設を維持管理するための知識や技術を身につけ日常点検を行っている。さらに専門家による定期的な保守点検を実施している。事故を未然に防ぐ為の重要な職務といえる。

⑤保険の制度及び活用について理解させる。

スポーツをするには、「怪我」・「過失」といったリスクがある。そのリスク移転³⁾の代表例が保険である。保険には保険料の支払いという費用発生を伴う。そして、この保険は大きく「傷害保険」⁴⁾と「賠償保険」⁵⁾の2つに分けられる。主催団体としての日本体育協会では、現在「スポーツ安全保険」・「公認スポーツ指導者総合保険」・「イベント主催者施設賠償責任保険」を推奨している。これらの保険で、大会主催者側が責任を負わなければならない事故に対応しているのが「イベント主催者施設賠償責任保険」である。このイベント主催者施設賠償責任のプランは以下のとおりである。

a) イベント中止保険

- ・天災地変や各種の影響（不可抗力）によりイベントが中止になった場合の保険。天候リスクの多い屋外イベントは、リスクの少ない屋内イベントより保険料が高い。

b) 賠償責任保険。

- ・施設等に起因する対人・対物事故において、主催者が負う賠償責任を補償する保険。

c) 傷害保険

- ・選手、役員、スタッフ、観客等のゲカを保障する保険。

d) 動産総合保険

- ・不足な突発的な事故や盗難による使用する器材等の破損や盗難による損害を補償する保険。

<おわりに>

自然災害・不測の事態に対応するために多くのスポーツ団体は「安全対策ガイドライン」を作成していた。そして様々なシュミレーションを立て大会運営に生かしている。これまでの「落雷程度で大会中止いかなものか」という雰囲気は一新し、大規模小規模問わずに、「落雷により要注意又は中止」の運営がなされている。過去の経験が生かされ、情報の共有化も図られており、リスクの予知・回避・抑制についてかなり整備されてきたと実感している。

しかし、リスクの処理とその費用化のプロセスについては未だ不十分である。また、毎年9月1日の防災の日⁶⁾には台風、高潮、津波、地震などの災害を想定した防災訓練が実施されている。ところが、6月26日「雷記念日」⁷⁾における落雷を想定した防災訓練・避難訓練の実施については、話すらでない。落雷の事故は甚大なものであり、また、落雷は年間を通じて起こり得る自然現象である。落雷による被害を最小限に抑えるためにも、多くの観衆が集まるスタジアムでの避難訓練の実施等必要であろう。

最後に、今回の調査の中で、練習試合の場合は安全対策ガイドラインが生かされていない、試合続行の事例が数多く判明した。これは、憂うべき事実である。スポーツを「見る、する、魅せる、支える」すべての人が、大きな安全予見可能性と回避可能性を駆使し落雷に対応して欲しいものである。

<註>

¹⁾ スポーツ振興法より抜粋

(スポーツ事故防止)

第16条 国及び地方公共団体は、登山事故水泳事故その他のスポーツ事故を防止するため、施設の整備、指導者の養成、事故防止に関する知識の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2) スポーツ基本法より抜粋

（スポーツ団体の努力）

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

（スポーツ事故の防止等）

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3) リスクへの対処には「回避 (avoidance)」・「予防 (prevention)」・「移転 (transfer)」がある。

4) 事故の責任が誰にあるかに関わらず怪我をしたり死亡した人に対して保険金が支払われる保険。

5) 事故の責任が自分にあり被害者への賠償責任が生じた場合に保険金が支払われる保険。

6) 「防災の日の由来」。関東大震災が発生した日であり、また暦の上では二百十日に当たり、台風シーズンを迎える時期でもある。1960年(昭和35年)6月11日、9月1日を「防災の日」にすることが閣議決定。また、昭和57年からは、9月1日の防災の日を含む一週間を防災週間と定め、各関係機関が緊密な協力関係のもとに、防災思想普及のための行事や訓練などを行っている。

7) 「雷記念日の由来」。930年(平安時代延長8年6月26日)平安京の清涼殿の南西の第一柱に落雷が直撃し、この落雷によって大納言藤原清貫が亡くなった。この事故は901年に才能を妬まれて太宰府に左遷された菅原道真のたたりと噂された。このことで菅原道真は名誉を回復し、雷の神様「天神」と同一視されるようになり、以後太宰府天満宮の事を「天神様」と呼ぶようになる。そしてこの6月26日を「雷記念日」とした。

<参考資料・文献>

- 1) 日本大電気学会 「雷から身を守るには－安全対策－Q&A－改訂版」2001年5月
- 2) 財団法人埼玉県体育協会スポーツ科学委員会、「S F A ニース」 No45. 2008、2009年3月、42-45頁
- 3) 朝日新聞社、2008年9月21日